青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業

実　施　方　針

平成 21 年 12 月 28 日

【平成 22 年 3 月 19 日変更】

青　　森　　市

目　次

I 用語の定義 1
II 特定事業の選定に関する事項 4
　1 本事業の内容 4
　2 民間事業者が実施する業務の範囲 7
　3 市が実施する業務の範囲 12
　4 建設費および運営委託費の支払い 13
　5 特定事業の選定及び公表に関する事項 13
III 民間事業者の募集及び選定に関する事項 14
　1 募集及び選定スケジュール（予定） 14
　2 応募者の参加要件 15
　3 応募者の審査及び落札者の選定 17
　4 応募に係る提出書類 18
　5 落札者決定後の手続き 18
　6 著作権 19
　7 応募に係る費用負担 19
IV 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 20
　1 想定されるサービスの水準、仕様 20
　2 想定されるリスク及び分担 20
　3 市による事業実施状況の監視 20
　4 地元雇用、地元企業及び県産品の活用 21
　5 地域住民との共生 21
V 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 22
　1 施設の立地条件 22
　2 本件施設の設計要件など 22
VI 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 23
VII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 24
VIII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 25
　1 法制上及び税制上の優遇措置に関する事項 25
　2 財政上及び金融上の支援などに関する事項 25
　3 その他の支援に関する事項 25
IX その他特定事業の実施に関し必要な事項 26
　1 議会の議決 26
　2 実施方針等に関する問い合わせ先 26
　3 その他本事業に関する問い合わせ 26

Ⅰ　用語の定義

本　　事　　業	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業をいう。
建　設　事　業	本事業のうち、本件施設の設計及び施工に係る事業をいう。
運　営　事　業	本事業のうち、本件施設の運営（運転、点検・検査、補修及び更新など。）に係る事業をいう。
構成市町村	青森市、平内町、今別町、蓬田村をいう。
圏　　域	構成市町村の行政区域をいう。
応　　募　　者	本事業の応募に参加する単独企業又は企業グループをいう。
企業グループ	本事業の応募に一体として参加する企業の集合体をいう。
構　　成　　員	応募者たる企業グループのうち、民間事業者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
代　表　企　業	応募する単独企業又は企業グループの代表を務める者をいう。
協　力　企　業	応募者たる企業グループのうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計及び施工業務、又は運営業務のうちの一部を請負い又は受託することを予定している者をいう。
民間事業者	応募者の中から本事業を実施する者として選定された単独企業又は企業グループであり、本事業を実施する者をいう。
建設請負事業者	本事業において、建設事業を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、運営事業を担当する者をいう。
事　業　契　約	本事業に係る建設工事請負契約、運営業務委託契約、及び基本契約を総称して又は個別にいう。
基　本　協　定	本事業開始のための基本的事項に係り市と民間事業者の間で締結される青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
建設工事請負契約	建設事業に係り市と建設請負事業者との間で締結される青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
運営業務委託契約	運営事業に係り市と運営事業者との間で締結される青森市清掃施設（新ごみ処理施設）運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
基　本　契　約	本事業の実施に際し、市・建設請負事業者・運営事業者が締結する、相互の協力、支援などについて定める青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
本　件　施　設	本事業において建設され、運営されることが予定されている青森市清掃施設（新ごみ処理施設）をいい、プラント設備、建築物等のすべてをいう。
可燃ごみ処理施設	本件施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、破砕選別処理施設からの破砕可燃残渣、し尿汚泥等及び青森市から発生する下水汚泥等の一部を処理対象物として焼却、溶融処理するための可燃ごみ処理施設をい

	う。
し尿汚泥等	し尿汚泥、し渣、沈砂をいう。
下水汚泥等	下水汚泥、し渣、沈砂をいう。
破砕選別処理施設	本件施設を構成する施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみを処理対象物として破砕、選別処理するための破砕選別処理施設をいう。
プラント設備	本件施設中の設備のうち、処理対象物を焼却、溶融処理または破砕、選別するために必要なすべての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含む。）を総称していう。
建築物等	本件施設のうち、プラント設備、可燃ごみ処理工場棟及び破砕選別処理工場棟を除く設備及び建物を総称していう。
可燃ごみ処理工場棟	本件施設中の建物のうち、可燃ごみ処理施設のプラント設備などを備えた建物をいう。
破砕選別処理工場棟	本件施設中の建物のうち、破砕選別処理施設のプラント設備などを備えた建物をいう。
工場棟	可燃ごみ処理工場棟と破砕選別処理工場棟を総称していう。
処理対象物	構成市町村から排出され構成市町村、排出者及び許可業者が可燃ごみ処理施設に搬入する可燃ごみ、破砕選別処理施設に搬入する不燃ごみと粗大ごみ、破砕選別処理施設から可燃ごみ処理施設に搬入する破砕後可燃残渣、市が搬入する下水汚泥等とし尿汚泥等から、搬入禁止物を除いたものを総称していう。
搬入禁止物	危険物や特定家電製品、パソコン等の市では収集しないごみを総称していう。
募集要項	市が本事業の実施に際して配布する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、事業契約（案）、リスク管理方針書その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札説明書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　入札説明書をいう。
建設要求水準書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　建設事業要求水準書をいう。
運営要求水準書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　運営事業要求水準書をいう。
要求水準書	建設要求水準書及び運営要求水準書を総称していう。
落札者決定基準書	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　落札者決定基準書をいう。
資格審査申請書類	応募者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして入札説明書に規定する、参加表明書、メンバー構成表、資格審査申請書、入札参加資格確認書類、委任状、印鑑届、及び印鑑証明書をいう。
入札参加資格確認書類	会社概要、業務経歴書、登記簿謄本、納税証明書、建設実績、運営実績、参加資格要件を証明する書類の写しなど及び参加資格を充たしていることの誓約書をいう。

提　案　書　類	応募者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして、入札説明書に規定する、入札書類提出書、入札書、委任状、非価格要素提案図書、施設設計図書及び提案図書参考資料をいう。
参　考　資　料	本事業の公募に際し、市が、応募者に提示する募集要項等以外の資料などをいう。
Ｐ　Ｆ　Ｉ　法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。

II　特定事業の選定に関する事項

1　本事業の内容

(1)　事業名

青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業

(2)　建設の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3)　公共施設等の管理者等

青森市長　　鹿　内　　博

(4)　事業目的

住民の生活及び事業活動によって排出される一般廃棄物（ごみ）を衛生的にかつ適正に収集、運搬し、処理、処分することは、住民の健康で文化的な生活と自然環境を保全し、公衆衛生の向上を図る上で極めて重要な事業である。

ごみ処理を取り巻く状況は、ごみ質の多様化、ダイオキシン類対策などが課題となっている。また、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日　法律第 110 号）が施行され、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)、熱回収及び適正処理への取り組みが求められている。

このような背景の中、市は、平成 2 年度に東津軽郡 6 町村と「青森地域広域事務組合」を組織し、一般廃棄物処理事務の一部(ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務)を共同処理する事務としたが、ごみ処理施設に関しては、既設の清掃工場の整備計画等との整合性を図るため、それまで旧一部事務組合により管理運営されてきた平内地区、蟹田地区、今別地区の施設は広域事務組合が、市の施設は市が管理・運営を行うものとされ、今日に至っている。

また、平成 12 年には、ダイオキシン類排出抑制強化を目指すダイオキシン類対策特別措置法等の施行に伴い、市では三内・梨の木両清掃工場にダイオキシン類排出抑制対策工事を実施するとともに、広域事務組合では構造上ダイオキシン類排出規制を満たすことのできない平内地区、蟹田地区、今別地区のごみ焼却場を平成 14 年 12 月に閉鎖し、広域事務組合構成町村の可燃ごみは市の梨の木清掃工場に搬入され、処理されることとなった。このような状況を受け、市では、現在稼働中の三内・梨の木両清掃工場が供用開始から 30 年以上が経過し、施設の老朽化とそれに伴う維持修繕費の増加や突発的な故障による機能停止などが懸念され、両清掃工場に代わる新ごみ処理施設の早期の供用開始が望まれる状況にある。

本事業は、「豊かな自然環境と周辺地域との共生を目指す施設」、「資源循環型社会の構築を目指す施設」、「エネルギーの有効利用を目指す施設」、「安全・安心、経済性に優れた施設」をコンセプトとした新たなごみ処理施設を建設することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会を構築するための資源回収、エネルギー回収を推進することを目的とする。

(5)　事業の概要

建設場所	青森市大字鶴ヶ坂字早稲田 241 番地１　他
建設対象施設	①可燃ごみ処理施設 ②破砕選別処理施設 ③ストックヤード ④管理棟 ⑤計量棟 ⑥駐車場 ⑦付属する施設（構内道路、防災調整池、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）
処理対象物と量	①可燃ごみ処理施設（平成 27 年度） ・可燃ごみ　84,567t/年 ・破砕後可燃残渣　2,960t/年 ・下水汚泥等　10,760t/年（搬入ベース） （うち、し渣　90t/年、沈砂　170t/年） ・し尿汚泥等　3,769t/年（搬入ベース） （うち、し渣 125t/年、沈砂　5t/年） ②破砕選別処理施設（平成 27 年度） ・不燃ごみ　9,947t/年 ・粗大ごみ　401t/年
施設規模	①可燃ごみ処理施設：1 日 24 時間連続運転するものとし、年間稼働日数は 1 炉 280 日以上とする。施設規模は 2 系列以上で、計画年間処理量、計画月変動係数、施設の稼動体制（稼動日数、系列数、施設補修時の対応等）などを考慮の上、設定する。 ②破砕選別処理施設：１日 5 時間の処理を行うものとし、運転時間は、設備の立ち上げ立ち下げ及び清掃を含め 7 時間以内とする。年間稼働日数は 260 日以上とする。施設規模は、計画年間処理量、計画月変動係数、施設の稼働体制（設備補修時の対応等）などを考慮の上、設定する。
施設概要	①可燃ごみ処理施設：処理対象物の焼却処理及び溶融処理を行い、適正に処理を行うとともに、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設 ②破砕選別処理施設：処理対象物の破砕処理を行い、可燃残渣、不燃残渣、資源物（鉄、アルミ）のそれぞれに選別し、資源の有効活用を図る施設
処理方式	①可燃ごみ処理施設：ストーカ炉＋灰溶融炉方式、分離式ガス化溶融炉方式及び一体式ガス化溶融炉方式のうち、民間

	事業者が提案する処理方式 ②破砕選別処理施設：切断＋一次破砕（低速破砕）＋二次破砕（高速破砕）＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別
供用開始	平成 27 年 4 月予定

ア　事業方式

本事業は、民間事業者が、市の所有となる本件施設の建設、運営を一括して受託する DBO(Design Build Operate)方式により実施することを予定している。

市は、本件施設の建設に係る資金調達を行い、本件施設を所有するものする。

なお、市は、本件施設を約 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、約 30 年間の施設使用を前提として建設及び運営を行うものとする。

イ　事業の期間

(ｱ)　建設事業期間（予定）

建設工事請負契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日まで

※　建設事業期間については必要に応じて、市、建設請負事業者の間で協議するものとし、協議の方法については、基本契約書に定める。

(ｲ)　運営事業期間（予定）

運営業務委託契約締結日（建設工事請負契約締結日と同時期）から平成 47 年 3 月 31 日まで

①　運営準備期間(予定)

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

②　運営期間(予定)

平成 27 年 4 月 1 日から平成 47 年 3 月 31 日までの 20 年間

※　運営準備期間及び運営期間の始期については、建設事業の進捗状況に応じて、市、建設請負事業者、運営事業者の間で協議するものとし、協議の方法については、基本契約書に定める。

ウ　契約の形態

(ｱ)　市は、落札者と基本協定を締結する。

【基本協定の概要】

締 結 時 期：落札者の決定（平成 22 年 12 月上旬）後速やかに

契約当事者：市と落札者

契 約 内 容：

・事業契約の締結時期

・特別目的会社の設立

・事業契約締結に関する双方の義務、協力など

(ｲ)　基本協定に基づいて、市は、建設請負事業者と建設工事請負契約を締結する。

【建設工事請負契約の概要】

締 結 時 期：平成 23 年 3 月下旬

契約当事者：市と建設請負事業者
契 約 内 容：本件施設の建設に係る事項

(ｳ) 基本協定に基づいて、市は、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。

【運営業務委託契約の概要】

締 結 時 期：平成 23 年 3 月下旬
契約当事者：市と運営事業者
契 約 内 容：本件施設の運営に係る事項

(ｴ) 基本協定に基づいて、市、建設請負事業者及び運営事業者は、基本契約を締結する。

【基本契約の概要】

締 結 時 期：平成 23 年 3 月下旬
契約当事者：市、建設請負事業者、運営事業者、落札者の構成員及び協力企業
契 約 内 容：

・建設請負事業者、運営事業者と市との協議について（運営事業期間始期の協議、トラブル、故障発生時の対応など）
・運営事業者の賠償について、運営事業者の出資者（構成員）による保証
・運営事業者の株式の譲渡制限など

エ 関係法令などの遵守

落札者は、本事業に係る関係法令などを遵守することとする。

オ 事業の概要スケジュール（予定）

入札公告	平成 22 年 4 月下旬
落札者の決定	平成 22 年 12 月上旬
基本協定の締結	落札者決定後速やかに
運営事業者（特別目的会社）の設立	落札者決定後速やかに
事業契約締結（基本契約等）	平成 23 年 3 月下旬
建設工事着手	事業契約締結後
供用開始	平成 27 年 4 月 1 日
運営業務委託の終了（委託期間は 20 年間）	平成 47 年 3 月 31 日

※ 特別目的会社は市内に設立するほか、必要な要件は入札説明書に示す。

2 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 設計及び施工業務

ア 建設請負事業者は、市との間で締結する建設工事請負契約に基づき、処理対象物の適正な処理が可能な本件施設の設計及び施工を行う。

イ 建設工事の範囲は、土木及び外構工事、建築物等及びプラント設備の工事など、本件施設の建設に必要なものすべての工事を含む。

ウ　建設請負事業者は､本件施設の建設などに伴って発生する建設廃棄物などの処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認などの許認可手続、プラント設備の試運転及び引渡性能試験などの各種業務を行う。

エ　建設請負事業者は、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続など、行政手続に必要な書類の作成などの協力、支援を行う。

オ　建設請負事業者の具体的な業務の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は募集要項に示す。

(ｱ)　事前調査

必要な測量、地質調査、電波障害調査などを行う。

(ｲ)　建設用地における本件施設の配置

建設用地の全体計画、本件施設の配置、車両動線などの用地利用に係る設計を行う。

(ｳ)　本件施設の設計及び施工

工場棟をはじめ、事務室や会議室、見学者のための啓発設備及びそれを納める諸室などの管理棟、計量棟、ストックヤード及びこれらに関連する構内道路、駐車場、門扉、防災調整池、植栽工事などの建築物等の設計及び施工を行う。

(ｴ)　関連設備の整備など

電力の引込み、地下水揚水設備の設置、排水設備への接続、電話の引込み、高調波対策、見学者用説明、啓発機能調度品及び説明用パンフレットの納品、残土処理及び建物内備品（事務用備品など）の納品などを行う。

なお、現時点で地中障害物の存在は確認していないが、予期しない地中障害物が確認された場合は、速やかに市に報告し、取扱いについて協議する。協議の結果、撤去する場合は、その方法などについて提案し、市の承認を得て地中障害物撤去工事を行う。これに係る費用は別途精算する。

(ｵ)　官公署などへの申請

民間事業者は、自らの費用負担で、本事業に必要な申請手続き及び市が行う申請の協力を行う。なお、市が行う申請、届出は次のとおりである。

①　廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係の申請、届出
②　建築基準法関係の申請、届出
③　大気汚染防止法関係の申請、届出
④　水質汚濁防止法関係の申請、届出
⑤　騒音規制法関係の申請、届出
⑥　振動規制法関係の申請、届出
⑦　労働安全衛生法関係の申請、届出
⑧　消防法関係の申請、届出
⑨　電気事業法関係の申請、届出
⑩　青森市景観条例関係の申請、届出
⑪　その他必要な申請、届出

(ｶ)　地元雇用、地元企業及び県産品の活用

民間事業者は、本事業の実施に当たっては、地元雇用に配慮する。また、市内

に本店所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用する。特に木材等使用材料は県産材を積極的に活用する。

(ｷ)　運営事業者への本件施設の運転、点検、検査、保守に係る指導

(ｸ)　本事業の実施に必要な部品の供給業務及び本件施設の運営への協力

(ｹ)　その他本事業に必要なすべての業務

※　土地造成工事は、業務範囲外。

(2)　運営業務

ア　運営事業者は、市との間で締結する運営業務委託契約に基づき、可燃ごみ処理施設及び破砕選別処理施設で処理対象物を受け入れ、適正に処理を行うとともに、プラント設備の性能維持に努める。

イ　運営事業者は、ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、本件施設内での利用、電気事業者等への売電を行うことができる。

ウ　運営事業者は、集じん装置、廃熱ボイラ、及びその他排ガス処理設備で捕集された灰（以下「飛灰」という。）の発生量を抑制することとする。飛灰処理物が埋立基準以下である場合には、運営事業者が本件施設内に飛灰処理物を保管、貯留した上で、市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分する。

エ　運営事業者は、市と連携し、本件施設の運営業務の障害とならないことを条件に、施設見学者の対応を行う。

オ　電気事業者等への売電による利益については、一部市へ帰属するものとする。詳細の取扱い方法については、募集要項に示す。

カ　運営事業者の具体的な業務の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は募集要項に示す。

(ｱ)　運営マニュアルなどの作成、改訂業務

市が交付する建設請負事業者作成の運営マニュアルを、適宜追加、変更するとともに、運転計画書、点検・検査計画書、補修計画書及び更新計画書など必要な計画書などを作成し、運営方法を変更した場合には、必要な改訂を行う。

(ｲ)　受付、計量業務

ごみ搬入受付、計量、自己搬入者等からの料金収納、ごみ積み降ろしの監視、指導、及び搬入車両の誘導、指示などを行う。

(ｳ)　副生成物に係る業務

①　溶融スラグ

運営事業者は、溶融スラグの全量利活用を行うものとし、溶融スラグ利活用計画の立案、溶融スラグの積載、運搬、売却先の選定と売却を行う。なお、利活用ができなかったものについては、その量及び処分方法を市に報告した上で、運営事業者自ら処分するものとする。

②　金属類（鉄、アルミ、メタル）

運営事業者は、金属類の全量利活用を行うものとし、金属類の積載、運搬、売却先の選定と売却を行う。なお、利活用ができなかったものについては、そ

の量及び処分方法を市に報告した上で、運営事業者自ら処分するものとする。鉄、アルミ、メタル以外の有価金属類が回収可能な場合は、これらと同等の取扱いとする。

③　飛灰

運営事業者は、法令に基づいた処理を行い、最終処分する場合は市が指定する最終処分場まで運搬し、市はこれを処分する。

(ｴ)　運転管理業務

①　運営管理体制の整備

試運転期間において、本件施設の運営に係る従業者などを確保し、事業期間の終了までこれを継続する。また、従業者に対して建設請負事業者が行う運転教育を受けさせるものとする。

②　法定有資格者の配置

運営事業者は、自らの責任において円滑に業務ができるように、下記に掲げる法定有資格者などの本件施設の運営に必要な資格を有する者を配置し、必要な届出などの手続きを行う。

- 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
- 第 2 種電気主任技術者
- 第 2 種ボイラー・タービン主任技術者
- クレーン・デリック運転士
- 乙種第 4 類危険物取扱者
- 第 2 種酸素欠乏危険作業主任技術者
- エネルギー管理員
- その他、本件施設の運営のために必要な資格を有する者

③　各種測定

ごみ質、排ガス、作業環境、騒音、振動、悪臭、溶融スラグ、ダイオキシン類など、その他の測定を実施する。

(ｵ)　点検、検査、補修、更新業務

①　機器履歴台帳（変更前後の図面を含む）の管理

建設請負事業者が作成する本件施設中の各設備の機器履歴台帳（変更前後の図面を含む）を管理する。

②　プラント設備などの補修

設備、機器の状況に応じて、プラント設備その他の設備の補修計画を立案、修正し、補修を行う。

③　精密機能検査（第三者機関により実施）

④　プラント設備などの更新

⑤　その他

プラント設備、その他の設備の故障時、異常時の際の臨機の措置、補修などの発注や立会い及び検査、新技術の動向調査や導入の検討（改良保全）、点検による運転停止に係る市との協議などを行う。

(ｶ)　用役管理業務

① 発電設備の運転

発電される余剰電力の売却及び必要となる電力の購入を行う。なお、余剰電力の売却契約先の選定及び RPS 証書の権利は、運営事業者の裁量によるものとする。また、電力購入契約についても、運営事業者の裁量によるものとする。

② 地下水の揚水や処理

③ 燃料、ガスなどの調達、保管及び管理

④ 各種薬品の調達、保管及び管理

(ｷ) 機器などの管理業務

① 消耗品、予備品の調達、管理

② 工作機械、計測機器などの管理

③ その他

市が直接管理する事務室や会議室など以外の備品、什器、物品、用役の調達計画及び使用計画の作成と実施を行う。

(ｸ) 運営事務

建築物等、防災調整池、外構及び植栽などの維持管理、警備管理、防火管理、官庁などへの報告、届出、住民への対応、施設見学者への対応、市が行う住民や見学者への対応への協力を行う。

(ｹ) 清掃業務

本件施設の清掃、管理を行う。冬季の除雪作業（構内及び取付道路を含む）も行う。

(ｺ) 教育訓練

本件施設の運営に係る従業者などへの教育訓練を実施する。

(ｻ) 余熱利用管理業務

本件施設での給湯（必要に応じて設置）、冬季間のロードヒーティング（必要に応じて設置）や余熱を利用した発電を行う。その他、事業者の提案により廃熱利用を行う。

(ｼ) 情報管理業務

運転記録(年月日報)、各種点検記録、補修や整備記録、法令に係る記録、各種測定記録、統計や各種報告書の作成や保管を行う。

(ｽ) 地元貢献事業

民間事業者自らが提案した地元貢献事業を実施する。

(ｾ) 運営事業終了時の引継業務

(3) 業務終了時の引継業務

市は、運営事業期間終了後も約 10 年間、本件施設を継続して利用する。

運営事業期間終了後に運営業務を行う者が第三者の場合には、運営事業者は運営引継ぎのため、市が行う以下の業務に関して協力するものとする。

ア プラント設備の運転、点検、検査、補修及び更新に必要な以下の項目に関連する書類などの整備及び提出

① 運営事業者が所有する図面及び資料（取扱説明書等）

② 運転に関する資料（運転経費、運転マニュアル、トラブル履歴等）
③ 維持管理に関する資料（維持管理費、補修履歴等）
④ その他（物品などの調達費及び財務諸表等）

イ 市が指定する第三者への引継ぎ

ウ 本件施設の各種計画書の立案や市との協議など

3 市が実施する業務の範囲

(1) 設計、建設に関連する業務

ア 用地の確保、造成

市は､本事業を実施するための用地を確保し､建設用地としての造成工事を行う。なお、造成工事は平成 23 年 12 月頃完了の予定である。

イ 環境影響評価手続き

市は、本事業に係る環境影響評価の手続きを行う（事後調査を含む)。なお、環境影響評価書は平成 22 年 1 月中旬に公告、縦覧を予定している。

ウ 業務実施状況のモニタリング

市は本事業の実施状況の監視を行う。

エ 建設費の支払

オ 近隣住民同意の取得などの住民対応（市が行うべきもの）

カ 本件施設の交付金申請、一般廃棄物処理施設の設置届、各種許認可の手続き

市は、循環型社会形成推進交付金の申請手続など、行政手続の対応を行う。

キ その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 運営に関連する業務

ア 運営モニタリング

市は本事業の実施状況の監視を行う｡市が行う運営モニタリングに要する費用は、市の負担とする。

イ 環境影響評価の事後調査の実施

市は、本事業に係る環境影響評価の事後調査を行う。

ウ 処理対象物の搬入

市は、可燃ごみ処理施設及び破砕選別処理施設へ処理対象物の搬入を行う。

エ ごみ処理に伴う処分に係る費用負担

市は、ごみ処理に伴い発生する飛灰処理物（市が処分する場合）の処分に係る費用を負担する。

オ 施設見学、住民対応（市が行うべきもの）

市は、本件施設への見学及び視察などにつき、予約の受付、引率及び説明などの対応を行う。また、市は、施設見学者や地元住民などの対応を行う。

カ 運営委託費の支払

市は、運営モニタリングの結果に応じて、運営事業者に運営委託費を支払う。

4　建設費および運営委託費の支払い

市は、市会計規則等に基づき、建設費を建設請負事業者へ、運営委託費を運営期間にわたって運営事業者に支払う。建設費、運営委託費の支払いの詳細は募集要項で示す。

5　特定事業の選定及び公表に関する事項

(1)　選定基準

本事業を PFI 法に準じて実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2)　選定方法

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することによって評価を行うものとする。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3)　選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価の内容とあわせて速やかに公表する。

III　民間事業者の募集及び選定に関する事項

1　募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、総合評価一般競争入札方式によって落札者を選定する。スケジュールは次のとおりである。

入札公告	平成 22 年 4 月下旬
募集要項の配布	平成 22 年 4 月下旬
現地見学（建設予定地）及び梨の木・三内清掃工場見学（既存）	平成 22 年 4 月下旬
募集要項に対する質問の受付（その１）	平成 22 年 5 月上旬まで
募集要項に対する質問の回答（その１）	平成 22 年 5 月下旬
資格審査申請書類の提出	平成 22 年 6 月上旬
資格審査結果の通知	平成 22 年 6 月中旬
リスクワークショップの実施※	平成 22 年 7 月上旬
募集要項に対する質問の受付（その２）	平成 22 年 7 月下旬まで
募集要項に対する質問の回答（その２）	平成 22 年 8 月中旬
提案書類の提出及び入札	平成 22 年 9 月上旬
基礎審査の実施	平成 22 年 9 月中旬
総合評価の実施	平成 22 年 11 月下旬まで
落札者の決定	平成 22 年 12 月上旬

※リスクワークショップは、「PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて（平成 18 年 11 月 22 日付　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関連省庁連絡会議幹事会申合せ）」の趣旨に則り、公平性、透明性に配慮して行うものであり、本事業の有するリスクの認識や考え方の違いを対面方式により対話を行うことで、市と応募者との間で共通認識を持つことを目的とする。

(1)　リスクワークショップ

ア　市では、募集要項の公表時に、リスク分担表の内容を詳細化した「リスク管理方針書」を公表することを想定している。

イ　リスクワークショップでは、本事業の実施に係るリスクについて、市、応募者間で意見交換を行い、相互に本事業のリスクに係る認識を共有することを目的とする。

ウ　リスクワークショップの結果を受け、市は必要なものについて、入札説明書やリスク管理方針書などの改訂を検討する。

エ　リスクワークショップでは、本事業の資格審査に合格した応募者を対象とし、市が後に定める日時、場所にて開催する。

オ　リスクワークショップの実施後、審査の公平性、透明性を損なわない観点から、リスクワークショップの議事録は公表する。ただし、応募者固有のノウハウに基づ

く部分については、市と応募者との協議の上、公表しないことがある。

2　応募者の参加要件

(1)　応募者の構成

ア　応募者は、単独企業又は企業グループのいずれでも可とする。

イ　応募者の構成員は、落札者として決定された場合、運営事業者となる特別目的会社に出資を行う。なお、代表企業による運営事業者への出資割合は、100 分の 50 を超えるものとする。

ウ　応募者は、応募者の構成員から代表企業を定めるとともに、代表企業が応募手続を行う。

エ　応募者のうち協力企業は、本件施設のプラント設備の設計及び施工業務を担当することはできない。

オ　応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割などを明らかにする。

カ　応募者の代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

キ　応募者の構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。

ク　応募者、構成員又は協力企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

ケ　同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

コ　構成員は、運営事業者のすべての議決権を保有するものとし、代表企業の保有割合は、運営事業者設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。

(2)　応募者の参加資格要件

ア　共通の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業のすべてが、以下に示す要件をすべて満たすこととする。

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(ｲ)　市の競争入札参加資格者名簿（平成 22・23 年度）に登録してあること。

(ｳ)　市の指名停止措置を受けていない者であること。

(ｴ)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。

(ｵ)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(ｶ)　会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理

開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。

(ｷ)　手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(ｸ)　直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、市税を滞納している者でないこと。

(ｹ)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

(ｺ)　次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

①　事業者選定委員会の委員、または委員が属する企業

②　環境影響評価業務委託受託者　日本工営株式会社

③　アドバイザリー業務委託受託者

・　株式会社エイト日本技術開発

・　東京青山・青木・狛法律事務所（特定共同事業ベーカー＆マッケンジー外国法事務弁護士事務所）

注）「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有する、又は、その資金の総額の 100 分の 20 を出資しているものをいい、「人事面において関連のある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねているものをいう。

イ　本件施設の設計、施工を行う企業

応募者を構成する構成員又は協力企業のうち、本件施設の設計、施工を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が、以下の要件を満たすこととする。

(ｱ)　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく資格を有すること。

(ｲ)　プラント設備の施工を行う企業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けたもののうち、経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設」において、総合評定値が 1,000 点以上であること。

(ｳ)　プラント設備以外の建築物等の施工を行う企業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けたもののうち、経営事項審査における建設工事の種類「建築一式工事」において、総合評定値が 1,000 点以上であること。

(ｴ)　応募者が提案する可燃ごみ処理方式において、1 系列当たり 100ｔ/24h 以上の実績があること。

(ｵ)　応募者が提案する可燃ごみ処理方式において、自治体から受注し、建設した施設で、発電装置付き一般廃棄物処理施設の稼働実績があること。

ウ　本件施設の運営を行う企業

応募者を構成する構成員又は協力企業のうち、本件施設の運営業務を行う企業は、

以下の要件を満たす企業を含むこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、主たる業務を担う 1 社が、以下の要件を満たすこととする。

(ｱ)　応募者が提案する可燃ごみ処理方式による一般廃棄物処理施設の運転実績(処理能力 100ｔ/24h 以上、かつ発電装置付き一般廃棄物処理施設）があること（当該企業が出資した特別目的会社などが運転実績を有している場合で、当該企業が実質的に運転の一部又は全部を行っている場合などを含む)。ただし、提案する可燃ごみ処理方式が「ストーカ炉＋灰溶融炉方式」の場合にあっては、灰溶融炉の運転実績があること。

3　応募者の審査及び落札者の選定

(1)　審査の機関

市は、技術審査などを公平かつ専門的知見に基づいて実施するため、「青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業　事業者選定委員会」を設置している。

(2)　落札者の選定方法

落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとする。なお、評価方法などの詳細は募集要項に示すこととする。

ア　第１段階　資格審査

市は、応募者から提出された資格審査申請書類を基に、応募者が「参加要件」を満たすことを確認する。

イ　第２段階　基礎審査

(ｱ)　市は、資格審査に合格した応募者に、提案書類の提出を求める。

(ｲ)　市は、提案書類に不備がないか確認する。

(ｳ)　市は、提案書類について、要求水準書などに記載された市が求める条件を満足していることを確認する。

(ｴ)　市は、入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、入札金額が予定価格を超える場合は失格とする。なお、予定価格は募集要項で提示する。

ウ　第３段階　総合評価

事業者選定委員会は、非価格要素提案図書について、審査基準に従い、採点を行い、価格要素審査結果と合わせて総合的に評価を行った上で最優秀提案を選定し、市は、事業者選定委員会の最優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

エ　落札者決定基準の概要

(ｱ)　非価格要素審査

施設整備のコンセプトに対する本件施設の設計、施工及び運営の方針、施策などについて評価する。施設整備のコンセプト及び施設運営の基本方針は、以下に示すとおりである。

＜施設整備のコンセプト＞

①　豊かな自然環境と周辺地域との共生を目指す施設

②　資源循環型社会の構築を目指す施設

③　エネルギーの有効利用を目指す施設
④　安全・安心、経済性に優れた施設
＜施設運営の基本方針＞
①　ごみの適正処理
②　環境配慮
③　安全確保
④　経済性への配慮
⑤　本件施設の基本性能の維持
(ｲ)　価格要素審査
①　建設費
②　運営委託費

(3)　審査結果の公表

市は、落札者の決定後、落札者名及び審査結果の取りまとめを公表する。

4　応募に係る提出書類

(1)　資格審査申請書類

ア　参加表明書
イ　メンバー構成表（協力企業を含む）
ウ　資格審査申請書
エ　入札参加資格確認書類
オ　委任状
カ　印鑑届
キ　印鑑証明書

(2)　提案書類

ア　入札書類提出書
イ　入札書
ウ　委任状
エ　非価格要素提案図書
オ　施設設計図書
カ　提案図書参考資料

5　落札者決定後の手続き

市と落札者は、事業契約締結に向けた基本協定を締結する。その後、落札者は、運営事業者（特別目的会社）を設立する。また、市と落札者は、本件施設について事業契約を締結する。これらの詳細については募集要項に示す。

基本協定の締結	落札者決定後速やかに
運営事業者（特別目的会社）の設立	落札者決定後速やかに

事業契約締結（基本契約等）	平成 23 年 3 月下旬

6　著作権

応募者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の実施に必要な範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、募集要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

7　応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者が負担するものとする。

Ⅳ　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1　想定されるサービスの水準、仕様

民間事業者は、募集要項の条件を踏まえて、施設設計図書での提案に即して、設計、施工及び運営を行う。契約後は、原則として施設設計図書からの変更は認めないが、より質の高い機能があるもの、誤記であるものなどについては、市と協議する。

2　想定されるリスク及び分担

(1)　基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できるものが分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を行えるものとすることである。

(2)　想定されるリスクの分担

原則として、添付資料「事業に係るリスク分担の概要」によるものとするが、市と応募者の間でリスクコミュニケーションを図り、より適正なものとする。主要な契約条件については、民間事業者の決定後、市と民間事業者の間で契約書にて規定する。

3　市による事業実施状況の監視

市は、民間事業者が要求水準書、施設設計図書などに基づいた業務の実施状況などについて、モニタリング（監視）を行う。

市へ提出する調査分析結果及び各種報告書作成のために行うモニタリング（監視）については民間事業者自らの費用で行うものとするが、市が直接実施する調査などについては、市の負担とする。

市は、以下の内容についてモニタリングを行うが、モニタリングの結果の修正や作業の指示について、民間事業者は合理的な理由がない限り指示に従うものとする。

(1)　設計、施工段階

市は、監督職員を定め、設計及び施工業務において建設請負事業者の提出する図書を承認するほか、以下に示す業務の進捗を監視し、必要に応じて是正の勧告を行うものとする。

ア　承諾申請図書の承認及び評価
イ　施工計画書の承認
ウ　施工状況及び工程の確認
エ　施工検査、工場検査の確認
オ　工事の是正処理への勧告
カ　試運転計画書、試運転時各試験計画書の承認
キ　試運転時各試験結果の承認
ク　中間及び竣工検査の実施
ケ　出来形検査の実施
コ　その他市が必要と認める事項

(2)　運営段階

市は、運営事業者による運営業務の状況が、運営業務委託契約書及び運営要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために運営事業の監視を行う。運営事業者は、市の行うモニタリングに対して、必要な協力を行う。

ア　ごみ処理状況の確認
イ　ごみ質の確認
ウ　各種用役の確認
エ　副生成物の発生量の確認
オ　溶融スラグの利活用状況の確認
カ　売電、RPS 証書販売実績の確認
キ　溶融スラグ、金属類売却実績の確認
ク　保守、点検状況の確認
ケ　安全体制、緊急連絡などの体制の確認
コ　安全教育、避難訓練などの実施状況の確認
サ　事故記録と予防保全の周知状況の確認
シ　緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認
ス　初期故障、各設備不具合事項への対応状況の確認
セ　公害防止条件などの各基準値への適合性の確認
ソ　運転状況、薬品など使用状況の確認
タ　事業運営の確認及び評価（決算報告書及び環境報告書）
チ　その他市が必要と認める事項

(3)　事業終了時

市は、運営期間終了時に運営事業者から提示された運営計画の実施状況を確認し、運営事業者による本件施設の機能検査などの結果を踏まえて本件施設の現状の確認を行い、本件施設が適切な状況にあることの確認を行う。

ア　本件施設の機能状況の確認
イ　大規模補修を含む本件施設の耐用度の確認
ウ　事業継続に係る経済性評価の確認

4　地元雇用、地元企業及び県産品の活用

民間事業者は、本事業の実施に当たっては、地元雇用に配慮する。また、市内に本店所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用する。また、木材等の使用材料には、県産品を積極的に活用する。

5　地域住民との共生

市は、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努める。その際、民間事業者は、市に協力するものとする。

Ⅴ　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1　施設の立地条件

(1)　建設用地

青森市大字鶴ヶ坂字早稲田　241 番地１　他

(2)　建設用地面積

約 14.7　ha

(3)　土地利用規制

ア　都市計画区域	都市計画区域外
イ　建ぺい率	指定なし
ウ　容積率	指定なし
エ　防火地区	指定なし
オ　日影規制	指定なし

(4)　その他

その他、詳細については、募集要項に示す。

2　本件施設の設計要件など

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要などの詳細については、募集要項に示す。

Ⅵ　事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と民間事業者は誠意を持って協議し、協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、青森地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VII　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

平成 27 年 4 月 1 日に本件施設の供用が開始され、運営業務委託契約書に規定されている条件に基づいて平成 47 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、運営業務委託契約書には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。

特に、運営事業者が債務不履行に陥った場合、再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合、あるいは事業遂行能力回復が不能であると判断された場合には、市は運営業務委託契約を解除し、施設の運営にあたる新たな運営事業者を選定することとする。

VIII　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1　法制上及び税制上の優遇措置に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置などは行わない。

2　財政上及び金融上の支援などに関する事項

本事業は循環型社会形成推進交付金の対象となる。そのほか、民間事業者に対して財政上及び金融上での他の支援などは行わない。

3　その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、市は必要に応じて協力する。また、法改正などにより、その他の支援などが適用される可能性がある場合には、協議により対応を検討する。

Ⅸ　その他特定事業の実施に関し必要な事項

1　議会の議決

本事業契約のほか、市議会の議決が必要な契約の締結にあたっては、市議会の議決を得るものとする。

2　実施方針等に関する問い合わせ先

(1)　意見・質問の受付及び提出先並びに期間

実施方針等に関する意見、質問がある場合は、「実施方針等に関する意見・質問書」を電子メールにより下記期間内に提出すること。なお、電話等による問い合わせには応じない。

ア　意見・質問書：添付ファイルからダウンロードすること

イ　提　出　先：電子メール　seiso-kanri@city.aomori.aomori.jp

ウ　提 出 期 間：平成 22 年 1 月 15 日（金）17:00 まで

(2)　実施方針等に関する意見・質問への回答

意見、質問に対する回答は、平成 22 年 2 月 12 日（金）までに市のホームページ（http://www.city.aomori.aomori.jp/）で公表する。なお、提出があった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、すべての意見、質問に回答するとは限らない。

(3)　実施方針の変更

実施方針の公表後、意見、質問などを踏まえ、内容を変更する場合は公表する。

3　その他本事業に関する問い合わせ

実施方針等以外の青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業及び運営事業に関する問い合わせ先は下記のとおりである。

問い合わせ先

青森市環境部清掃事業所　清掃管理課　清掃施設建設準備室

〒038-8505　青森市柳川二丁目 1 番 1 号

電話　017-761-4427

電子メール　seiso-kanri@city.aomori.aomori.jp

資料

事業に係るリスク分担の概要（Ⅰ）

期間	リスクの種類		リスクの内容	分担	
				市	民間
全期間共通	1	契約リスク	契約の不調、契約手続きの遅延	○	○
	2	入札書類リスク	実施方針、募集要項及びそれらに関する質問回答など、市が作成、公表、配布した文書等の記載内容の誤り、不備、変更等	○	
	3	法制度リスク	本事業に直接係わる法制度の新設、変更、廃止等	○	
			上記以外の法制度の新設、変更、廃止等		○
	4	政治リスク	市長の交代、政策方針の転換、議会での未決や未承認、財政破綻などによる支援や債務の不履行	○	
	5	税制度リスク	民間事業者の利益に対して課せられる税に関する税制度の新設、変更、廃止等		○
			上記以外の税制度（消費税及び外形標準課税を含む。）の新設、変更、廃止等	○	
	6	許認可リスク	本事業の実施に必要な許認可取得等の不能、遅延等		○
	7	事業中止リスク	市の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期等	○	
			民間事業者の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期等		○
	8	第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由による第三者への賠償責任の発生	○	
			民間事業者の責めに帰すべき事由による第三者への賠償責任の発生		○
	9	市民対応リスク	本事業の実施そのもの、本施設の設置、または市が民間事業者に対して提示する条件に関する市民への説明等の対応	○	
			民間事業者が実施する業務に関する市民への説明等の対応		○
	10	環境問題リスク	施設の建設、維持管理業務、運営業務に伴う騒音、振動、悪臭、地盤沈下、大気汚染、水質汚濁等の公害等の発生		○
	11	不可抗力リスク	天災（地震、津波、落雷、暴風雨等）や人災（戦争、テロ、暴動等）、その他の不可抗力による事業費の増加等	○	△

凡例　○：主としてリスク負担する。

△：一部リスク負担する。

資料

事業に係るリスク分担の概要（Ⅰ）

期間	リスクの種類		リスクの内容	分担	
				市	民間
全期間共通	12	性能未達リスク	設計及び施工業務、維持管理業務、運営業務に関する要求水準の未達状態の発生		○
	13	資金調達リスク	事業実施に必要な資金の調達	○	
	14	土地利用リスク	土地の利用可能性の確保（権利面及び性状面を含む。）	○	
	15	債務不履行リスク	事業契約において市が負う債務の不履行	○	
			事業契約において民間事業者が負う債務の不履行		○
	16	金利変動リスク	資金調達に係る金利の変動	○	

凡例　○：主としてリスク負担する。

△：一部リスク負担する。

資料

事業に係るリスク分担の概要（II）

期間	リスクの種類		リスクの内容	分担	
				市	民間
設計、施工期間	17	応募リスク	本事業の応募に伴う経費の負担		○
	18	交付金リスク	市の責めに帰すべき事由による交付金の交付遅延	○	
	19	調査リスク	市が提供する調査結果の不備、誤り（埋立ごみ、文化財の出現、想定外の埋設物の出現、予期できない事象等）	○	
			民間事業者が実施する調査の不備、誤り		○
	20	計画・設計・仕様変更リスク	市の責めに帰すべき事由による計画・設計・仕様の変更・遅延等	○	
			民間事業者の責めに帰すべき事由による計画・設計・仕様の変更・遅延等		○
	21	工事遅延リスク	市の責めに帰すべき事由による工事遅延（造成工事の遅延等）	○	
			民間事業者の責めに帰すべき事由による工事遅延		○
	22	施設整備費変動リスク	市の責めに帰すべき事由による施設整備費の変動（造成工事のかし、不良工事等）	○	
			民間事業者の責めに帰すべき事由による施設整備費の変動		○
	23	工事中の事故リスク	調査、工事に係る事故による経費の増加や遅延		○
	24	対象施設整備リスク	要求水準との不適合や施工不良による経費の増加		○
	25	試運転、引渡性能試験リスク	試運転、引渡性能試験の結果が要求水準書に適合しない場合の経費の増加や遅延		○
			試運転、引渡性能試験に必要なごみの供給量による遅延	○	
	26	完工リスク	工事の遅延未完工による供用開始の遅延		○
	27	物価変動リスク	事業実施に必要なものやサービスの物価変動（インフレ・デフレ）	○	△

凡例　○：主としてリスク負担する。

△：一部リスク負担する。

資料

事業に係るリスク分担の概要（III）

期間	リスクの種類		リスクの内容	分担	
				市	民間
運営期間	28	ごみ供給	供給ごみの量・質について、事業契約に定める基準の未達	○	
	29	ごみ確認	構成市町村が搬入するごみの内容チェック不備等	○	
			構成市町村以外の者により直接搬入されるごみの内容チェック不備等		○
	30	運営費変動リスク	市の責めに帰すべき事由による運営費の変動	○	
			民間事業者の責めに帰すべき事由による運営費の変動		○
	31	施設損傷リスク	市の責めに帰すべき事由による施設の損傷	○	
			民間事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷		○
	32	資源等リサイクルリスク	本事業に伴って発生する資源物のリサイクル		○
			本事業に伴って回収される余熱、電力の利用		○
	33	性能リスク	要求水準書などに適合するために必要になった経費の増加		○
	34	かしリスク	事業期間中における施設の設計及び施工のかしによる経費の増加		○
	35	保守管理リスク	維持補修や不可抗力を除く事故などによりごみ処理が滞ることへの経費の増加		○
	36	規制変更リスク	本事業に直接関係する法令などの変更による経費の増加	○	
	37	環境保全リスク	運営事業者の責めに帰すべき事由による環境への影響の対処による経費の増加		○
	38	事業破綻リスク	民間事業者の破綻による事業の停滞		○
	39	利用者リスク	見学者などの施設利用者の事故による経費の負担	○	○
	40	施設の健全性リスク	事業終了時における施設の性能の不確保による経費の増加		○
	41	物価変動リスク	事業実施に必要なものやサービスの物価変動（インフレ・デフレ）	○	△
※3	42	施設解体リスク	事業期間終了後の事業施設の解体・処分等	○	

凡例　○：主としてリスク負担する。

△：一部リスク負担する。